

## 一般社団法人みやぎ大崎観光公社ホームページバナー広告募集要領

### 1 目的

この要領は、一般社団法人みやぎ大崎観光公社（以下「当公社」という。）が運営するホームページにバナー広告枠を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 広告掲載枠数、規格等

掲載枠数及び規格は次のとおりとする。

#### （1）位置、規格等

- ① 当公社ホームページトップページ下部広告欄 12枠（4枠×3段）
- ② サイズ 縦75ピクセル×横240ピクセル
- ③ データ形式 GIF、JPEG、PNG形式

### 3 掲載要件等

掲載できる広告は、当公社が別に定める広告掲載基準の各号のいずれにも該当しないものとする。

### 4 広告料

（1）広告枠は1枠当たり12か月間とし、会員36,000円（税込）、非会員60,000円（税込）とする。

（2）掲載開始日が月の初日でない場合であっても、掲載料は日割りしないものとし、1か月分の掲載料が発生するものとする。

（3）当公社が実施する広報媒体等に広告掲載をした者は、当公社が定める条件により、同月を無償掲載とする場合がある。

### 5 募集に申し込みできる者

募集に申し込みできる者は、当公社が別に定める広告掲載基準における規制業種又は事業者に該当しないものとする。

## 6 募集方法

広告の募集は、当会社ホームページその他の媒体により公募する。

## 7 広告の申し込み方法

(1) 広告の申し込みは、当会社が指定する申込方法（申込書またはオンラインフォーム等）により提出するものとする。

(2) 広告の申し込みは、1回の申し込みにおいて、同一年度内の掲載申し込みができるものとする。

## 8 掲載の決定

申込受付後、広告主及び広告内容について当会社において審査の上、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知する。

この場合において、募集枠を超えたときは、次の順位により決定し、候補者が多数となる場合は抽選により決定する。

- (1) 当会社会員企業・団体
- (2) 大崎市内に本店を有する事業者
- (3) 大崎市内に事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- (4) 宮城県内に本店または事務所等を有する事業者
- (5) (1)～(4)のいずれにも該当しない事業者

## 9 掲載準備・撤去

掲載する広告の原稿は、広告主が作成するものとし、広告の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。広告の内容が不相当と認められる場合は、当会社は広告主に対し補正を指示することができる。広告主はこれに従い、当会社が指定する期日までに修正後の広告を提出するものとする。

## 10 広告の掲載

掲載期間は、12か月を単位とし、当会社が指定する掲載開始日から起算するものとする。

## 1 1 責任

広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。広告主は、広告の掲載に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 1 2 料金の納付

掲載料金については、当社が指定する方法により、指定された期日までに納入するものとする。既納の広告掲載料金は、原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付するものとする。

- (1) 当社の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 当社が正当な事由があると認めたとき。

## 1 3 掲載の取消

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主又は広告の内容が規定する基準等を満たしていないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 指定する期日までに広告掲載料金の納入がないとき。
- (4) 広告内容等の補正の指示に広告主が従わないとき。
- (5) 広告主又は広告内容が不相当と認められるとき。

## 1 4 免責事項

広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、当該事由による広告掲載料の返還、損害の補償等を行わないものとする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止。
- (2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者による不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止。